

新監査公表第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 26 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1) 対象団体

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター

(2) 所管課

経済部雇用・新潟暮らし推進課

第4 監査の着眼点

(1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうか。

(2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和4年4月から令和5年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンターの執務室等

(2) 実施日程

令和5年7月31日から令和5年12月26日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター
(新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階)

(2) 基本財産等

102,000千円(市出捐額100,000千円 市出捐比率98.0%)

(3) 設立目的及び事業

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター(以下「財団」という。)は、新潟市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主並びに新潟市に居住し、新潟市外の中小企業に勤務する勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 健康維持増進事業
- イ 自己啓発援助事業
- ウ 余暇活動援助事業
- エ 慶弔金給付事業

(4) 沿革

平成5年 財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター設立
平成24年 公益財団法人に移行

(5) 組織の状況

(単位：人)

	合計	市兼任	市OB	他団体兼任	プロパー	臨時
役員	9	1	1	7		
常勤	1		1			
非常勤	8	1		7		
職員	7		2	1	3	1
常勤	6		2	1	3	
非常勤	1					1
合計	16	1	3	8	3	1

※令和4年7月1日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	50,151,570	98,955,558	△48,803,988
2 固定資産	224,662,674	224,600,794	61,880
(1)基本財産	102,000,000	102,000,000	0
(2)特定資産	122,167,738	122,105,858	61,880
(3)その他固定資産	494,936	494,936	0
資産合計	274,814,244	323,556,352	△48,742,108
II 負債の部			
1 流動負債	10,906,120	63,065,696	△52,159,576
2 固定負債	993,738	931,858	61,880
負債合計	11,899,858	63,997,554	△52,097,696
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0	0	0
2 一般正味財産	262,914,386	259,558,798	3,355,588
正味財産合計	262,914,386	259,558,798	3,355,588
負債及び正味財産合計	274,814,244	323,556,352	△48,742,108

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	332,830,472	333,170,679	△340,207
経常費用	329,474,884	333,571,552	△4,096,668
当期経常増減額	3,355,588	△400,873	3,756,461
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,355,588	△400,873	3,756,461
一般正味財産期首残高	259,558,798	259,959,671	△400,873
一般正味財産期末残高	262,914,386	259,558,798	3,355,588
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	262,914,386	259,558,798	3,355,588

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7)本市からの財政的援助の状況

財団の市への財政的依存度は10%未満で、自立性は高いと考えられる。本市からの補助金は財団の管理運営に係る経費に充てられているが、その金額は減少傾向である。

(単位：千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益 (A)	275,138	273,462	322,661	333,171	332,830
うち法人会計 (B)	10,676	10,588	9,951	10,518	10,659
補助金 (C)	13,842	13,000	12,350	12,177	11,300
財政的依存度 (C/A)	5.0%	4.8%	3.8%	3.7%	3.4%

(8)会員数及び会費収入の推移

財団の収入の多くは会員(中小企業の勤労者及び事業主)の会費によるものであり、経常収益に対する会費収入の割合は50%を超えている。また、会費収入は会員への公益事業として還元している。

(単位：人・千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
年度末会員数	17,596	17,885	17,897	18,216	18,489
会費収入 (D)	172,614	171,970	172,935	173,696	177,317
経常収益に対する 会費収入割合 (D/A)	62.7%	62.9%	53.6%	52.1%	53.3%

(9)デジタル技術の活用などDXの推進状況

財団のホームページでは一部の申請をWEBで申込できるが、健康診断受診費補助などの各種補助申請ではファックスによる申込が多く、WEB申込も含めて内容の確認や集計作業は職員の手作業で行っており、会員数が増加している中でDXへの対応が課題となっている。

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1)指摘事項

本市等からの出捐金を原資とする基本財産が財務諸表上の一般正味財産に計上されていたもの

団体・所管課

財団は、本市が拠出した1億円をはじめとする総額1億200万円の出捐金を原資とする基本財産を、貸借対照表及び正味財産増減計算書上の指定正味財産に計上すべき

ところ、平成 18 年度決算から令和 4 年度決算まで一般正味財産に計上していた。

公益法人会計基準では正味財産を指定正味財産と一般正味財産に区分することとされており、その運用指針において、寄付によって受け入れた資産で寄付者等の意思により、当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課されている場合には指定正味財産に計上し、使途等に制約がない場合には一般正味財産に計上することとされている。市の公金を財源とする出捐金は、永久又は一時的に財団内に維持されることを目的としたものであり、財団の意思のみで処分することができないものと考えられることから、出捐金を原資とした基本財産を一般正味財産に計上していることは、公益法人会計基準に準拠したものとはいえず、指定正味財産に計上しなければならない。

また、所管課においては、市の公金を財源とした出捐金を拠出している以上、それが指定正味財産に計上されていないのであれば、その顛末を調査し、出捐者の意思が財務諸表上に反映されるよう指導しなければならないところ、財団に対する指導を怠り、長年にわたり出捐者の意思が財務諸表上に反映されていない状態を放置していた。

本事案は、公益法人会計基準における基本的な規定に対する理解が著しく不足していたことが原因であるが、長年にわたり適正な表示がされていなかったことは、出捐を受けた財団は受託責任を果たしているとはいえず、所管課においても出捐者としての監督責任を果たしているとはいえない。財務諸表は財団の事業運営に対する主張を表すものであり、財団の財政状態及び経営成績を明らかにするだけでなく、出捐金がある場合には出捐目的に沿った事業を実施していることを示すことが求められる。財団及び所管課は、公益法人会計基準を十分に理解し、常に出捐者の意思を共有しておくことで、それを反映した事業運営及び財産管理を行い、その状況を財務諸表で適正に表示するよう改められたい。

(2) 注意事項

ア 提出された会員の退会届を見落とししたことにより会費の還付が生じたもの 団体

【事実】

事業所が他の書類と共に会員の退会届を提出したが、それを見落としとして受理せず、そのまま会費を口座引落により収納し、還付を生じさせた。

【見解】

事業所からの提出書類を確認する際は見落としがないよう複数人で確認するとともに、事業所とも互いに会員数及び会費額を確認し、適正な会費が納入されるよう処理されたい。

イ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上 団体

【事実】

財務諸表に期末手当等にかかる賞与引当金が計上されていなかった。

【見解】

期末手当等は令和 5 年 6 月に支給されることが予想され、かつその金額も合理的に見積もることができ、令和 5 年 3 月末時点で引当金計上の要件を満たしているため、実質的に発生している額に相当する賞与引当金を計上する必要がある。

(3)意見

財団は、市内事業所の約99%を占める中小企業が、資金や人的な面による制約から単独で福利厚生制度を整備することが難しい状況にあることから、中小企業勤労者及び事業主を対象に福利厚生サービスを提供し、勤労者等の福祉の向上を支援している。平成5年の設立当初から、財団は会員ニーズの把握に努め、質の高いサービスを提供してきたことにより、財団に加入している勤労者等の会員数は増加傾向で推移している。

近年、働き方改革に対する意識の高まりから、企業には職場環境の改善を図ることが求められているが、その方法として福利厚生を取り入れることは、勤労者の健康管理や生活の充実により、仕事へのモチベーションを向上させ、人材の確保や定着、生産性の向上などの効果を生むことが期待できる。そのため、財団はより多くの勤労者等に対してより充実したサービスを提供し、働き方改革を支援していかなければならないが、限られた資源の中で会員数の増加に対応することは難しいため、DXの推進により対応可能な業務体制を整備することは必要不可欠である。

現在、財団のホームページでは一部の申請についてWEB申込ができるものの、健康診断受診費補助などの各種補助申請ではファックスでの申込が多いことに加え、職員はWEB申込も含めて集計作業を手作業で行っている。パソコンやスマートフォンを利用した各種申請等のDXの推進は、会員の利便性の向上のみならず、業務効率化や入力誤りの防止など職員の負担軽減につながり、効率化により生まれた時間や労働力を他の業務に生かすことができる。そのためには、DXの導入に係る費用やデジタル活用という専門的な分野に係る課題に対し、所管課である雇用・新潟暮らし推進課をはじめ、関係団体や全国の類似団体等と協力・連携を取りながら導入に向けて取り組む必要がある。

令和6年度から働き方改革が本格化し、企業にはさらなる生産性の向上などが求められることから、勤労者の福利厚生を図ることは重要性を増し、それを支える財団の存在意義は益々高いものとなっている。それ故、財団は利便性や効率性の向上のためDXを推進するとともに、財団の強みである地域に密着した多様かつ質の高い福利厚生サービスを継続的に提供しながら、会員拡大を図っていくことが望まれる。福利厚生事業を通じて中小企業の労働環境を改善し、勤労者等の健康管理やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、その福祉の向上を図ることで、中小企業及び地域経済の持続的発展に、より一層寄与することを期待するものである。

